

定 時 見 積 参 加 心 得

1 対象契約

定時見積りにより契約の相手方を決定する契約は、企画総務課総務係から発注する物品の購入契約とし、1件の予定価格が30万円未満の次の契約とする。

- (1) 事務用機器の購入
- (2) 家具・什器の購入

2 定時見積りの執行

(1) 契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録（別紙2）を提示して行う。

ア 提示の方法

- (ア) 北海道教育庁十勝教育局事務室の所定の場所（以下「事務室」という。）において閲覧に供する。
- (イ) ファクシミリ又は電子メール等により見積目録を送信する。
- (ウ) 見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付する。

イ 提示の日時

提示の日時については、次の(ア)又は(イ)によるものとし、定時見積りに付すものがない場合は、提示を行わない。

- (ア) 毎月第2水曜日の午前10時から午後3時まで（閉庁日の場合は翌開庁日）
- (イ) その他別途指定する日時

(2) 見積書の提出方法

ア 提出方法

次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで提出すること。

- (ア) ファクシミリ又は電子メール等により送信する。

ファクシミリ：0155-23-5320（十勝教育局代表ファックス）

メールアドレス：tokakyo.somul@pref.hokkaido.lg.jp

（件名には、「〇月〇日定時見積り」という文字を含ませること。）

- (イ) 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目十勝合同庁舎

北海道教育庁十勝教育局企画総務課総務係

※見積書の代表者印を省略する場合及び(ア)により提出する場合は、余白に「本件責任者、担当者及び各連絡先」を記載すること。

イ 見積書の提出

- (ア) 提出する見積書の右上余白に、必ず見積目録の見積記号・番号を記載すること。

- (イ) 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とすること。

なお、課税事業者にあつては、見積書に消費税及び地方消費税の額を区分して記載し、免税事業者にあつては見積書に「消費税及び地方消費税相当額を含む」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文言を記載すること。

- (ウ) 必ず品目毎に、規格、数量、単価及び金額などの内訳を記載すること。

- (エ) 次のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とする。

a 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出

b 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書の提出

c 記名のない見積書の提出

(3) 契約の決定

ア 見積りの提出期限終了後、直ちに見積書の内容を審査の上、有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りをした参加者を契約の相手方として決定する。

イ 結果は、次の方法を用いて、契約の相手方等を記載した見積目録により発表する。

(ア) 事務室において閲覧に供する。

(イ) ファクシミリ又は電子メール等により、当該見積りの参加者に対し送信する。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上ある場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定する。

なお、この場合、見積書を提出した者が来局してくじを引くものとするが、来局できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引くものとする。

エ 提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき及び期限内に見積書の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止める。

(4) 発注の通知

契約の相手方を決定したときは、電話等により発注の通知と受注の内容確認を行う。

3 その他

契約の履行に当たり、履行遅滞、発注内容と異なる履行又は不履行などの不誠実な行為があった場合は、当該参加者の参加の停止、休止又は取消しを行うことがある。